

国立病院臨床検査技師協会北海道支部

会 則 ・ 諸 規 程

(目 次)

会 則	……………	1 ～ 3
会 費 規 程	……………	4
役員選任規程	……………	5
旅 費 規 程	……………	6 ～ 7
学 会 規 程	……………	8
学会規程運営内規	……………	9
表 彰 規 程	……………	1 0
慶 弔 規 程	……………	1 1
国臨協届出用紙	……………	1 2

(令和6年8月2日)

国立病院臨床検査技師協会北海道支部会則

第1章	総	則	(名称・目的)
第2章	事	業	
第3章	会	員	
第4章	役	員	(役員の種別及び職)
第5章	総会及び理事会		
第6章	会	費	
第7章	雑	則	
第8章	補	則	

第1章 総 則

- 第1条 本会は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部（以下「国臨協北海道支部」と略。）と称する。
- 第2条 本会は、会員の知識と技能、地位、身分の向上と確保を期し、独立行政法人国立病院機構の健全な発達に寄与することを以て目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、札幌市内に置く。

第2章 事 業

- 第4条 本会は、第2条の目的達成のため下記事業を行う。
- 2 技術向上のための講習会、学会、学術等に関する事業。
 - 3 新知見、技術の情報提供。
 - 4 会員の昇格・昇級等に関する要望。
 - 5 その他、会報の発行等必要な諸事業。
 - 6 学会は別に定める規程により企画運営する。
 - 7 本会の目的及び事業に著しく貢献のあった者を別に定める規程により表彰等を行なう。

第3章 会 員

- 第5条 本会会員は、独立行政法人国立病院機構北海道内施設の検査科に勤務する臨床検査技師等を以て組織する。
- 2 入会を希望する者は所定の用紙（様式1）に会費を添えて、支部を經由し国臨協本部事務局へ申し込むものとする。
 - 3 入脱会、異動等については会費規程による。

第 4 章 役 員

第 6 条 本会に下記役員を置く。

2 支部長 1 名、副支部長 2 名、事務局長 1 名、会計 1 名、施設理事（各施設 1 名）、常任理事（支部長、副支部長、事務局長、会計を含む）若干名、監事 2 名。

第 7 条 支部役員を選出は、別に定める規程による。但し、施設理事は各施設で選出する。

第 8 条 支部長は支部を代表し、会務を統括し会議を召集する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局長は事務局を統括し、常任理事は常務を処理する。

4 会計は金銭出納、年度収支予算等の会計処理をする。

5 常任理事は常任理事会を構成し、会務を執行する。

6 施設理事および常任理事は全道理事会を構成する。

7 監事は会務の執行あるいは会計を監査し、会計監査を毎年 1 回行ない、総会に報告する。

8 支部長は必要に応じ専決処理することができる。但し、次の常任理事会で報告し、承認を受けなくてはならない。

9 役員はその任期中あるいは退任後においても会議等で知り得た事項をみだりに外部に漏らしてはならない。

第 9 条 役員任期は 2 年とするも再選は妨げない。

第 10 条 役員任期途中に於いて転勤、病気その他の事由により会務の執行に支障を生じ、本人より辞任の申し出があった場合、暫定的処置として支部長は役員推薦委員会に届け出の上、承認を得て役員を補充することが出来る。但し、施設理事の場合は各施設で決定し補充することが出来る。

第 11 条 役員行動には、別に定める規程により旅費を支給する。

第 5 章 総 会 及 び 理 事 会

第 12 条 総会は原則として年 1 回開催し、会務の報告をし必要事項を審議する。

2 総会は本会支部長又は監事が事前に日時を公表して召集し開催する。

なお、有事にあたっては Web 等による開催も可とする。

3 総会は代議員で構成する。

4 代議員は会員から各施設 1 名とする。

第 13 条 総会の議決および承認は多数決による。可否同数のときは議長が決する。

第 14 条 理事会には、全道理事会および常任理事会があり支部長が必要と認めた時、若しくは各理事の 3 分の 2 以上の請求により召集する。

なお、有事にあたっては Web 等による開催も可とする。

- 第15条 全道理事会は原則として年1回開催し、監事を除く役員で構成する。
- 2 施設理事は出席不可能の場合、代理人に委任状をもって委任することができる。
但し、被委任者は委任者と同一施設内の当会会員とする。
- 3 全道理事会は稟議をもって代えることができる。
- 第16条 全道理事会は半数以上の出席を以て成立する。
- 2 議事は出席者の過半数を以て決定する。但し可否同数の場合は議長が決する。
- 第17条 常任理事会は総会で決定した事項および総会の議決を必要としない業務を担当する。

第6章 会費

- 第18条 会員は別に定める規程の会費を全納しなければならない。
- 第19条 会員の会費は本部会費および支部会費よりなる。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年9月1日より翌年8月31日までとする。

第7章 雑則

- 第21条 会員の慶事、弔事については別に定める規程による。

第8章 補則

- 第22条 本会に参与を置く事が出来る。参与は常任理事会の推薦により支部長が委嘱し、支部長のもとに於て本会の業務に参画する事が出来る。
- 第23条 本会則の改廃は総会の議決によるものとする。
- 付 則 この会則は、平成20年9月6日より施行する。

平成 7年 9月 2日 制 定	平成 9年 9月 6日 一部改正
平成13年 9月15日 一部改正	平成14年 9月 7日 一部改正
平成15年 9月 6日 一部改正	平成16年 9月11日 一部改正
平成17年 9月10日 一部改正	平成20年 9月 6日 一部改正
令和 3年 9月 3日 一部改正	

会 費 規 程

平成13年9月15日制 定

平成15年9月 6日一部改正

(総 則)

第 1 条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部（以下「国臨協北海道支部」）会則第6章第18条による会費について定める。

(会費の額)

第 2 条 会員は、年会費を次のとおり納入しなければならない。

- 1 本部会費（国立病院臨床検査技師協会） 年額 4,000 円
- 2 支部会費（国臨協北海道支部） 年額 6,000 円

(納 入)

第 3 条 会費は、毎年支部定期総会日までに納入しなければならない。

- 2 本会に入会するものは「国立病院臨床検査技師協会届出用紙」（様式1）に記入のうえ事務局に申し込み、会費を納入する。
- 3 脱会・転勤・改姓時にも「国立病院臨床検査技師協会届出用紙」（様式1）に記入のうえ事務局に届け出る。
- 4 脱会・転勤等、会員が既に納入した会費は返還しない。

(雑 則)

第 4 条 この規程は、全道理事会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則 この規程は、平成15年9月6日より施行する。

役員選任規程

平成 7年9月 2日制定
平成 9年9月 6日一部改正
平成13年9月15日一部改正
平成15年9月 6日一部改正

(総則)

第1条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部・会則第7条による役員を選任に関する事項を定める。

(委員会)

第2条 役員候補者を選出する機関として役員推薦委員会を設ける。

第3条 役員推薦委員会は、支部長が委嘱する会員若干名を以て構成する。

第4条 役員推薦委員の任期は2年とする。

第5条 役員推薦委員長は、役員推薦委員の互選とし、委員会を召集する。

第6条 役員推薦委員長は、委員会で推薦された次期役員候補者名簿を作成し総会に提案する。

第7条 推薦された次期役員候補者は、総会で承認を得なければならない。

(補則)

第8条 役員推薦委員会は、審議内容のメモ及び会議録を残してはならない。

第9条 役員推薦委員長並びに委員は、任期中及び退任後において会議で知り得た事項を外部へ漏らしてはならない。

第10条 この規程は、全道理事会の議決を得なければ変更することはできない。

付 則 この規程は、平成15年9月6日より施行する。

旅 費 規 程

平成 7年 9月 2日制定
平成13年 9月15日一部改正
平成15年 9月 6日一部改正
平成23年 7月11日一部改正
平成25年 7月19日一部改正
令和 6年 8月 2日一部改正

(総 則)

- 第 1 条 この規程は、会則第11条に基づいて国立病院臨床検査技師協会北海道支部の役員
(会則第6条)等が会務のために行動する場合に支給する旅費等について定める。
2 常任理事の会務は原則として無償とする。

(内 訳)

- 第 2 条 旅費は、交通費、行動費、食卓費及び宿泊費とする。
2 常任理事の会務では、第1条2項に拘わらず、交通費と食卓費の実費負担分は支給し
て差し支えないものとする。

(支 給)

- 第 3 条 前項の支給額は、(別表)旅費支給基準による。

(特 例)

- 第 4 条 旅費について特別の理由により、この規程による事が出来ないものは、常任理事会で
協議決定する。

(雑 則)

- 第 5 条 この規程は、全道理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則 この規程は、令和6年8月2日より施行する。

(別 表) 旅費支給基準

区 分	基 準	備 考
1. 交通費	公共交通機関の運賃実費	各施設からのＪＲ往復・バス往復・地下鉄往復料金などの公共交通機関運賃実費。但し常任理事会については最も安価な公共交通機関運賃実費とし、市内移動に係る交通費は支給しない。
2. 行動費	日額 1,000 円	半日行動の場合も同額。
3. 食卓費	朝食・昼食・夕食に対応する時間に会務の行動中である場合 一回 1,000 円	会が食卓を用意する場合は支給しない。
4. 宿泊費	一泊 20,000 円以内の実費	<ol style="list-style-type: none">1. 当日中（7時～22時）に往復不可能な場合には宿泊を認める。2. 宿泊実費料金（朝食を含む）の領収書を引き換えに支給する。 但し、宿泊料金の上限は20,000円として超過分は支給しない。3. 客観的又は合理的な理由がある場合を除き、公共交通機関を利用したパック商品を利用すること。4. パック商品の旅費の額は、区分1の公共交通機関の運賃並びに宿泊費の総額を限度として超過分は支給しない。

学 会 規 程

平成13年9月15日制 定

平成15年9月 6日一部改正

(総 則)

第 1 条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部（以下「国臨協北海道支部」）会則第2章第4条による学会について定める。

(名 称)

第 2 条 学会は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部学会と称する。

(目 的)

第 3 条 学会は、国臨協北海道支部会則第2章第4条の2～3項を達成するために、会員が学術発表、討論及び学術情報の交換を行なう場として設置する。

(学会の開催及び主催)

第 4 条 学会は、国臨協北海道支部が主催し、学会長は支部長とする。

第 5 条 学会は、原則として毎年1回開催する。

第 6 条 学会の開催及び運営に関する事項は別に定める。

(学会の企画)

第 7 条 学会の内容は、常任理事会で企画立案し、全道理事会で承認を受け決定する。

第 8 条 学会の参加は、有料とし参加費は別に定める。

(雑 則)

第 9 条 この規程は、全道理事会の議決を経なければ、変更する事はできない。

付 則 この規程は、平成15年9月6日より施行する。

学会規程運営内規

平成13年9月15日制 定

平成15年9月 6日一部改正

(目 的)

第 1 条 この内規は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部学会（以下、「学会」と言う）の開催及び運営に関し必要な事項を定める。

(企画・運営等)

第 2 条 常任理事会は、次の号について企画立案し、全道理事会の承認を得るものとする。

- 1) 開催年月日及び会期に関する事項
- 2) 開催地及び会場に関する事項
- 3) 内容に関する事項
- 4) 演題に関する事項
- 5) 講演集に関する事項
- 6) 運営に関する事項
- 7) 役務など分担に関する事項
- 8) その他必要と考えられる事項

第 3 条 学会の実行は、常任理事会が分担を所管し、残務処理まで担当する。

(告 示)

第 4 条 学会の告示は、会期、会場を会報等に明示しなければならない。

(参加費)

第 5 条 学会参加費は、一人 1,000 円とする。但し、常任理事会で認めた場合は会費を減免することができる。

(講演費・謝金)

第 6 条 講師等の謝金は、常任理事会の決定により支給することができる。

(交通費)

第 7 条 交通費は、原則として支給しない。但し、常任理事会で認めた場合協議決定し支給することができる。

(その他)

第 8 条 その他学会の運営に必要な事項は、常任理事会で協議し決定することができる。

(雑 則)

第 9 条 この内規は、全道理事会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則 この内規は、平成15年9月6日より施行する。

表彰規程

平成13年9月15日制 定

平成15年9月 6日一部改正

平成21年2月20日一部改正

(総 則)

第 1 条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部（以下「国臨協北海道支部」）会則第2章（事業）第4条による表彰について定める。

(基 準)

第 2 条 本会の会員で、次の各号に該当するものは、この規程により表彰する。

- 1) 学術・研究並びに後輩の指導育成、本会の推進等に於いて、業績顕著であるもの。
- 2) 本会の運営に広く貢献し、事業に寄与したものの。

(選 考)

第 3 条 表彰の選考を行なうために、国臨協北海道支部に選考委員会を置く。

- 1) 選考委員会は、常任理事をもって構成する。
- 2) 選考委員会は、被表彰者を選考し全道理事会の承認を得るものとする。
(但し、文書協議を行うことができる)

(表 彰)

第 4 条 表彰は、表彰状に副賞（10,000円相当）を添えて、総会または学会時に於いて本人に授与することを原則とするが、代理人等でも可とする。

(旅 費)

第 5 条 表彰者の旅費については、原則として支給しないものとする。

(雑 則)

第 6 条 この規程は、全道理事会の議決を経なければ変更することはできない。

付 則 この規程は、平成21年2月20日より施行する。

慶弔規程

平成13年9月15日制 定

平成15年9月 6日一部改正

(総 則)

第 1 条 この規程は、国立病院臨床検査技師協会北海道支部会則第7章（雑則）第21条による会員の慶弔について定める。

(執行内容)

第 2 条 会員の結婚及び受賞に付随した慶事には、祝電又は祝花などで慶意をあらわす。

2 会員が死亡した場合は、花輪又は供花などで弔意をあらわす。

3 会員親族（1親等）が死亡した場合は、弔電で弔意をあらわす。

4 会員の弔事終了後に報告を受けた場合は、香典 10,000 円で弔意をあらわす。

(不測事項の処理)

第 3 条 この規程に定めない事項の発生にあたっては、支部長が専決処理し、常任理事会で承認する事ができる。

(雑 則)

第 4 条 この規程は、全道理事会の議決を得なければ変更する事はできない。

付 則 この規程は、平成15年9月6日から施行する。

国立病院臨床検査技師協会届出用紙

令和 年 月 日

支 部 長 殿
国臨協会長 殿

- (1) 入 会
- (2) 改 姓
- (3) 休 会
- (4) 退 会

について届出いたします。

会員番号 _____ 施設名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

1. 入会届年月日 令和 年 月 日

2. 改姓届年月日 令和 年 月 日 『改姓名』 _____
『旧姓名』 _____

3. 休会届年月日 令和 年 月 日
休会期間（予定） 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

4. 退会届年月日 令和 年 月 日

5. 休会・退会理由 _____

[記入上の注意]

※必要箇所をご記入の上、支部事務局に提出して下さい。(新規入会者は会費を添えてください)